

福岡県公報

平成23年12月28日
第3345号

目次

告示(第2090号-第2108号)

○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく施術者の指定の辞退	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	(環境保全課)	4
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	6
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	7
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	8
○土地改良区が行う土地改良事業の適否決定	(農村整備課)	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	9
○土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	10

公 告

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(漁業管理課)	10
○第40回採石業務管理者試験の追加合格者の発表	(工業保安課)	10

選挙管理委員会

○政治団体の平成22年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	10
○政治団体の平成22年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	12

内水面漁場管理委員会

○水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(水産振興課)	13
-------------------	---------	----

雑 報

○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	13
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	14
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	15
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	15
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	16
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	16
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	17
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	18
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	18
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	19
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	19
○西日本宝くじの発売	(財政課)	20
○西日本宝くじの発売	(財政課)	20
○西日本宝くじの発売	(財政課)	21
○西日本宝くじの発売	(財政課)	21
○西日本宝くじの発売	(財政課)	21
○西日本宝くじの発売	(財政課)	22
○西日本宝くじの発売	(財政課)	22
○西日本宝くじの発売	(財政課)	23
○西日本宝くじの発売	(財政課)	23

- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………23
- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (廃棄物対策課) ……………24

告 示

福岡県告示第2090号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
春生歯83	はしもと歯科クリニック	春日市岡本1丁目78番ディナステイⅡ1階	23・12・1
春生歯84	かすが歯科	春日市惣利5丁目13番地2	23・12・1
筑紫生歯64	むらさき歯科	筑紫野市二日市中央2丁目12-8	23・11・1
糸島地生歯45	荻野歯科医院	糸島市二丈深江868-2	23・9・1
粕生薬145	タカラ薬局久山	糟屋郡久山町大字久原3152番地	23・12・1
飯生薬154	株式会社 ツル薬局	飯塚市鶴三緒1544-6	23・11・1

福岡県告示第2091号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
嘉麻生26	医療法人河野医院	嘉麻市山野347	23・11・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
う生11	国武胃腸科外科医院	うきは市浮羽町浮羽395-5	23・10・31
糸島地生歯24	荻野歯科医院	糸島市二丈深江868	23・8・31
田生歯7	土井歯科医院	田川市春日町1番25号	23・12・1
う生薬25	エシマ薬局	うきは市浮羽町浮羽395-5	23・10・29
飯生薬147	ツル薬局	飯塚市鶴三緒1544-6	23・10・31

福岡県告示第2092号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定の 辞退年月日
朝倉生歯30	古賀歯科医院	朝倉市杷木池田774-3	24・1・1

福岡県告示第2093号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という

。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
筑紫生90	医療法人愛心会 愛心会二日市病院	医療法人徳洲会 二日市徳洲会病院	筑紫野市二日市中央 4丁目8-25	23・12・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑紫生140	このはなクリニック	筑紫野市二日市中央 5丁目12-24	筑紫野市二日市北1 丁目2-3-202	23・11・1
筑紫生薬65	まどか調剤薬局二 日市店	筑紫野市二日市中央 6丁目6-20	筑紫野市二日市北1 丁目2-3	23・11・1

福岡県告示第2094号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
宮生マ7	徳永 五月(株式会社あさひメディ カル竹原施術所)	宮若市竹原9番地	23・9・20

宮生マ8	白井 一秋(株式会社あさひメディ カル竹原施術所)	宮若市竹原9番地	23・9・20
飯生マ46	渡邊 和夫(訪問マッサージ さく ら)	飯塚市相田113-25	23・11・1
飯生マ47	久恒 伸行(あん摩、マッサージ福 の神治療院)	飯塚市綱分435番地	23・12・1
飯生マ48	大村 晴久(あん摩、マッサージ福 の神治療院)	飯塚市綱分435番地	23・12・1
大生柔60	原 誠(柿園はっぴい整骨院)	大牟田市柿園町1丁目 1-3柿園ビル2階	23・11・21
大川生柔19	江藤 隆弘(金龍堂整骨院)	大川市大字榎津843-3	23・12・1
大川生柔20	北島 麻衣(金龍堂整骨院)	大川市大字榎津843-3	23・12・1
大川生柔21	成田 祥士(金龍堂整骨院)	大川市大字榎津843-3	23・12・1
大川生柔22	渡辺 敬次郎(金龍堂整骨院)	大川市大字榎津843-3	23・12・1
行生柔21	松陰 剛(大信整骨院 西宮市店)	行橋市西宮市1丁目143 -7	23・11・1
筑紫生柔56	高巢 純(くろせ整骨院二日市院)	筑紫野市二日市北2丁 目13-23	23・11・1
像生柔42	溝上 友紀(HBC整骨院 宗像)	宗像市田久2丁目1- 1ゆめタウン宗像内	23・11・1
像生柔43	富島 慶彦(HBC整骨院 宗像)	宗像市田久2丁目1- 1ゆめタウン宗像内	23・11・1

福岡県告示第2095号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
古生マ14	濱田 幸伴（あんま・マッサージ治療院わかさアイ）	古賀市花見東2丁目5-7-205	23・11・1
八女生柔25	竹上 幸（やつひめ整骨院）	八女市平田532-8	23・11・20
古生柔18	増田 有志（愉和整骨院）	古賀市舞の里3丁目5-1	23・6・30

福岡県告示第2096号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定の 辞退年月日
遠生柔12	川原 俊雄（かわはら整骨院）	遠賀郡岡垣町海老津駅前10-16	23・12・31

福岡県告示第2097号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧氏名又は旧名称	新氏名又は新名称	住所又は所在地	変更年月日
筑紫生柔11	田中整骨院	伊藤 順（コスモス整骨院）	筑紫野市大字針摺341番地3森下ビル1F	12・1・1

2 所在地の変更

指定番号	氏名又は名称	旧住所又は旧所在地	新住所又は新所在地	変更年月日
大生マ6	野上 利雄（保険訪問マッサージ協会大牟田有明支部）	大牟田市黄金町2丁目50	大牟田市明治町2丁目16番地6	23・11・1
筑紫生柔11	伊藤 順（コスモス整骨院）	筑紫野市大字針摺西1丁目6-1森下ビル1F	筑紫野市針摺中央2丁目16-13	23・9・20

福岡県告示第2098号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定する要措置区域
糟屋郡志免町志免三丁目1351番1及び1351番2の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置
規則別表第5の1の項の中欄に規定する地下水の水質の測定

福岡県告示第2099号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する形質変更時要届出区域

糟屋郡志免町志免三丁目1351番1及び1351番2の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

福岡県告示第2100号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
亀山-1	糟屋郡志免町別府2丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
亀山-2	糟屋郡志免町別府2丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
別府片峰	糟屋郡志免町別府東1丁目及び別府東3丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
穴田-3	糟屋郡志免町大字別府及び別府東2丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
穴田-2	糟屋郡志免町大字別府（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
穴田-1	糟屋郡志免町大字別府及び別府東2丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宝満山-1	糟屋郡志免町王子4丁目（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宝満山-2	糟屋郡志免町王子4丁目（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

宝満山-3	糟屋郡志免町王子4丁目（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
板付ハイツ団地-3	糟屋郡志免町王子1丁目、王子2丁目及び王子3丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
板付ハイツ団地-2	糟屋郡志免町王子1丁目及び王子2丁目（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
南里配水池跡地	糟屋郡志免町王子3丁目（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
堺田	糟屋郡志免町志免2丁目及び松ヶ丘（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片峰中央-2	糟屋郡志免町片峰中央4丁目（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片峰中央-3	糟屋郡志免町片峰中央4丁目（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
片峰中央-1	糟屋郡志免町片峰中央1丁目（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂瀬	糟屋郡志免町坂瀬及び片峰中央3丁目（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石橋台団地-3	糟屋郡志免町石橋台、坂瀬及び片峰中央3丁目（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石橋台団地-1	糟屋郡志免町石橋台及び向ヶ丘2丁目（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石橋台団地-2	糟屋郡志免町石橋台（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜丘1丁目	糟屋郡志免町桜丘1丁目及び大字吉原（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水鉛	糟屋郡志免町大字吉原（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成の森公園-2	糟屋郡志免町大字吉原（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成の森公園-1	糟屋郡志免町大字吉原及び桜丘2丁目（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜丘3丁目-3	糟屋郡志免町桜丘3丁目及び大字吉原（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜丘3丁目-2	糟屋郡志免町桜丘3丁目及び大字吉原（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜丘4丁目-3	糟屋郡志免町桜丘4丁目、桜丘3丁目及び大字吉原（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

桜丘4丁目 - 1	糟屋郡志免町桜丘4丁目及び桜丘5丁目（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜丘5丁目 - 4	糟屋郡志免町桜丘5丁目（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜丘5丁目 - 3	糟屋郡志免町桜丘5丁目（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜丘5丁目 - 2	糟屋郡志免町桜丘5丁目（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜丘5丁目 - 1	糟屋郡志免町桜丘5丁目（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜丘2丁目	糟屋郡志免町桜丘2丁目（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は、省略し、その図面を志免町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第2101号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
亀山-1	糟屋郡志免町別府2丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
亀山-2	糟屋郡志免町別府2丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
穴田-3	糟屋郡志免町大字別府（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり

穴田-2	糟屋郡志免町大字別府（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり
穴田-1	糟屋郡志免町別府東2丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり
宝満山-1	糟屋郡志免町王子4丁目（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
宝満山-3	糟屋郡志免町王子4丁目（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面9に記載する表のとおり
板付ハイツ団地-3	糟屋郡志免町王子1丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面10に記載する表のとおり
南里配水池跡地	糟屋郡志免町王子3丁目（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面12に記載する表のとおり
堺田	糟屋郡志免町志免2丁目（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面13に記載する表のとおり
片峰中央-2	糟屋郡志免町片峰中央4丁目（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表のとおり
片峰中央-3	糟屋郡志免町片峰中央4丁目（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する表のとおり
片峰中央-1	糟屋郡志免町片峰中央1丁目（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
桜丘1丁目	糟屋郡志免町大字吉原（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり
平成の森公園-2	糟屋郡志免町大字吉原（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表のとおり

福岡県知事 小川 洋

平成の森公園 - 1	糟屋郡志免町大字吉原及び桜丘2丁目（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載する表のとおり
桜丘3丁目-3	糟屋郡志免町桜丘3丁目及び大字吉原（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
桜丘3丁目-2	糟屋郡志免町大字吉原（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表のとおり
桜丘4丁目-3	糟屋郡志免町大字吉原（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
桜丘4丁目-1	糟屋郡志免町桜丘4丁目及び桜丘5丁目（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり
桜丘5丁目-4	糟屋郡志免町桜丘5丁目（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり
桜丘5丁目-3	糟屋郡志免町桜丘5丁目（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表のとおり
桜丘5丁目-2	糟屋郡志免町桜丘5丁目（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表のとおり
桜丘5丁目-1	糟屋郡志免町桜丘5丁目（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
桜丘2丁目	糟屋郡志免町桜丘2丁目（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり

備考 別紙図面は、省略し、その図面を志免町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第2102号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年12月28日

- 1 起業者の名称
遠賀町
- 2 事業の種類
遠賀町立図書館及び武道場駐車場拡張整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀字塔ノ元地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館」及び第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
遠賀町立図書館は、図書館法第10条に規定する地方公共団体が設置する公立図書館に該当し、また、遠賀町武道場は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する普通地方公共団体が設置する公の施設に該当するため、遠賀町は、本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。
また、遠賀町は事業用地の先行取得を遠賀町土地開発公社に依頼し、同公社は平成23年度の事業計画において本件事業用地取得に係る予算措置を講ずるとともに、遠賀町はこれに対する債務保証を行っていることから、本件事業は土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
本件事業は、遠賀町が同町大字今古賀字塔ノ元地内において、遠賀町武道場に隣接する土地を取得して、遠賀町立図書館及び武道場（以下「当該施設」という。）の駐車場の拡張整備を行うものである。

遠賀町立図書館は、平成13年に設置され、生涯学習の拠点として町民に学習の場を提供するとともに、読み聞かせ教室、各種企画展等の開催など多世代間にわたる町民の生活や文化の向上に寄与している。そして、遠賀・中間地域における中核的な図書館として活動を展開しており、平成14年度からは福岡県北東部地方拠点都市地域整備促進協議会の連携事業として構成団体の広域利用を開始している。

また、遠賀町武道場は、町民の体育の向上と武道を通じて町民の親睦を深めるため昭和54年に設置され、柔道場1面、剣道場1面を有し、昼間は健康教室やダンスなどの利用、夜間はスポーツ少年団や同好会などによる柔剣道を中心とした体育活動が展開されている。

現在当該施設は、町の中心部に位置しているものの、当該施設近くのバス路線は、運行本数が少なく、当該施設利用者の交通手段は、もっぱら自家用車に依存している状況にある。

しかし、遠賀町立図書館の開館以来、駐車場が十分確保されていない状況にあるため、慢性的に駐車場が不足し、当該施設利用者の利用に支障を来している。

このような駐車場不足の問題は、当該施設利用者に不便ををかけているだけでなく、交通上の危険の増大をもたらし、周辺住民の生活環境の障害となっている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、当該施設利用者の利便性の向上が図られ、地域住民に対する行政サービスの向上、公共の福祉増進への寄与に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、起業者は本事業計画において、住民の利便性・安全性、工事の難易度、事業費の面等から3案について検討を行っている。その結果、住民の利便性・安全性が高いこと、既存駐車場と一体的に利用することで機能が向上すること、土地取得面積が最も小さいこと、事業費が少ないこと等、社会的、技術的、経済的な面から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を

比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、当該施設利用者に不便をかけているだけでなく、交通上の危険の増大をもたらし、周辺住民の生活環境の障害となっていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、遠賀町から申請のあった遠賀町立図書館及び武道場駐車場拡張整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

遠賀町役場（行政経営課）

福岡県告示第2103号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小 川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
行橋市	平成22年度から平成23年度まで	地籍図及び地籍簿	大橋一丁目の一部	平成23年12月15日

福岡県告示第2104号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の認可申請を平成23年12月9日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
糸島郡志摩町 土地改良区	農業用排水施設 整備事業（熊添地 区）	土地改良事業計画 書の写し	平成23年12月28日から 平成24年2月1日まで	糸島市役所

福岡県告示第2105号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成23年11月29日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
ドネルモ
 - 代表者の氏名
山内 泰
 - 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区上川端町9丁目35番リノベーションミュージアム冷泉荘B55号

(4) 定款に記載された目的

本法人は、若者を中心とする市民と社会とのあいだに、既存の価値観を捉え直すかたちで、つながりと活動の場を設え、そこに新しく文化が息づくように支援をしながら、その文化が経済的な豊かさや地域社会の活性化へと結びつくようなしくみの創出を目的とする。

福岡県告示第2106号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成23年12月5日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人地域コミュニティ宅老所 つどい
 - 代表者の氏名
床田 賢子
 - 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区原田4丁目24番32号
 - 定款に記載された目的
この法人は、高齢者に対して、介護支援又は介護に関する事業を行い、高齢者福祉増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2107号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年12月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ヒナモロコ郷づくりの会

(2) 代表者の氏名

鐘ヶ江 優

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市田主丸町益生田300番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、絶滅危惧種ヒナモロコの飼育・増殖とその生息環境の保全に関する事業を行い、生息地域の自然環境の保全と地域づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第2108号

苅田町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
松蔭 悟日梅	京都郡苅田町大字稲光1020番地

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号及び第8号の

規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の一部改正は、主に農林水産省が意見公募手続を実施した上で改正した指定漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和38年農林省令第5号）と実質的に同一の改正であるため、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当し、その他の改正箇所についても用語の整理等、同項第8号に規定する軽微な変更該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成23年12月21日

公告

第40回採石業務管理者試験（平成23年10月14日実施）の追加合格者を次のように発表する。

平成23年12月28日

福岡県知事 小川 洋

合格者受験番号

39	40	54
----	----	----

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第144号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党福岡県第七選挙区支部の会計責任者から修正の報告があっ

たので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成22年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成23年11月福岡県選挙管理委員会告示第122号）の一部を、次のとおり改める。

平成23年12月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

平成22年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県第七選挙区支部の項を次のとおり改める。

100 自由民主党福岡県第七選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号
公職の候補者の氏名	古賀 誠
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	23.05.30

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	147,703,175円
ア 前年繰越額	37,717,135円
イ 本年収入額	109,986,040円
(2) 支出総額	115,409,713円
(3) 翌年への繰越額	32,293,462円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
イ 寄附	99,730,000円
ア 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	99,730,000円
a 個人からの寄附	1,940,000円
b 法人その他の団体からの寄附	15,690,000円
c 政治団体からの寄附	82,100,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	10,000,000円
自由民主党本部	10,000,000円
カ その他の収入	256,040円
一件十万円未満のもの	256,040円

合計 109,986,040円

[寄附の内訳]

a 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
柿原 滋子	200,000円	みやま市
光安 弘	200,000円	久留米市
瀬戸山 邦輔	200,000円	福岡市城南区
吉永 泰憲	200,000円	大野城市
大串 好春	200,000円	佐賀県三養基郡基山町
橋口 信一	120,000円	熊本県八代市
長浜 忠治	120,000円	佐賀県三養基郡基山町
その他	700,000円	
小計	1,940,000円	

b 法人その他の団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
朝倉生コンクリート(株)	120,000円	朝倉市
味岡江崎生コンクリート	240,000円	柳川市
(株)イノウエハウジング	240,000円	八女市
円佛産業(株)	240,000円	大牟田市
共栄ビル管理(株)	480,000円	福岡市南区
(株)久留米クレーン工業	200,000円	久留米市
(株)サン有明電気	360,000円	大牟田市
サンエフ(株)	100,000円	福岡市南区
サン・ブリッジ・ビュー(株)	320,000円	福岡市中央区
新日本グラウト工業(株)	240,000円	福岡市南区
小学育英舎教育研究所	150,000円	大阪府大阪市阿倍野区
千寿製薬(株)	300,000円	大阪府大阪市中央区
大成ジオテック(株)	480,000円	久留米市
(株)東邦生コンクリート	240,000円	久留米市

筑後通信建設(株)	240,000円	八女市
(株)乗富鉄工所	220,000円	柳川市
(株)中川本店	120,000円	熊本県玉名市
日本ヒューム(株)	240,000円	福岡市博多区
肥後商事(株)	240,000円	熊本県八代市
風月フーズ(株)	100,000円	福岡市南区
全国乗用車協会	1,000,000円	東京都中央区
電通	100,000円	東京都港区
(医) 八女発心会姫野病院	240,000円	八女郡広川町
(医) 社団慶仁会川崎病院	240,000円	八女市
栗田耳鼻咽喉科気管食道科医院	120,000円	小郡市
その他	9,120,000円	
小計	15,690,000円	
c 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
古賀誠筑後誠山会	80,000,000円	大牟田市
日本薬剤師連盟	1,000,000円	東京都新宿区
全国不動産政治連盟	1,000,000円	東京都千代田区
環境推進研究会	100,000円	東京都千代田区
小計	82,100,000円	
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費	66,146,698円	
(ア) 人件費	40,212,970円	
(イ) 光熱水費	534,752円	
(ウ) 備品・消耗品費	8,293,709円	
(エ) 事務所費	17,105,267円	
イ 政治活動費	49,263,015円	
(ア) 組織活動費	21,148,381円	
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	878,820円	

b 宣伝事業費	878,820円
(エ) 調査研究費	454,680円
(オ) 寄附・交付金	8,300,000円
(カ) その他の経費	18,481,134円
合計	115,409,713円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金にかかる支出)	6,000,000円

福岡県選挙管理委員会告示第145号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、井上順吾後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成22年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成23年11月福岡県選挙管理委員会告示第122号）の一部を、次のとおり改める。

平成23年12月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

平成22年分収支報告書の要旨中、井上順吾後援会の項を次のとおり改める。

74 井上順吾後援会

報告年月日 23.02.28

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	11,415,172円
ア 前年繰越額	256,263円
イ 本年收入額	11,158,909円
(2) 支出総額	10,243,103円
(3) 翌年への繰越額	1,172,069円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附	7,760,801円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	7,760,801円
a 個人からの寄附	3,703,221円
c 政治団体からの寄附	4,057,580円

ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	3,184,500円
後援会役員会議費	36,000円
新春のつどい会議費	22,000円
グラウンドゴルフ会議費	17,000円
グラウンドゴルフ会費	214,500円
福岡県議会議員井上順吾氏総務企画地域振興委員長就任祝賀会	2,895,000円
カ その他の収入	213,608円
一件十万円未満のもの	213,608円
合計	11,158,909円

[寄附の内訳]

a 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
井上 順吾	703,221円	大野城市
井上 堯春	1,500,000円	大野城市
井上 由紀子	1,500,000円	大野城市
小計	3,703,221円	

c 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
井上順吾後援会順栄会	1,053,230円	大野城市
自由民主党福岡県大野城市第一支部	2,954,350円	大野城市
その他	50,000円	
小計	4,057,580円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	2,965,079円
(ア) 人件費	1,853,000円
(イ) 光熱水費	206,855円
(ウ) 備品・消耗品費	211,864円
(エ) 事務所費	693,360円
イ 政治活動費	7,278,024円

(ア) 組織活動費	1,214,890円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	5,920,124円
a 機関紙誌の発行事業費	3,081,137円
b 宣伝事業費	297,740円
c 政治資金パーティ開催事業費	2,226,247円
d その他の事業費	315,000円
(カ) その他の経費	143,010円
合計	10,243,103円

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、やまめ及びあまご資源の繁殖保護を図るため、これらの採捕を次のとおり禁止する。

平成23年12月28日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口敏治

1 禁止区域

福岡県内の全河川

2 禁止期間

1月1日から2月末日まで

3 指示の有効期間

平成24年1月1日から平成26年12月31日まで

雑報

西日本宝くじ事務協議会告示第26号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2035回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名に

において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2035回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
10万通 40組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成24年1月11日から
平成24年1月24日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成24年1月26日
- 7 当せん金支払開始日 平成24年1月31日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	2本
1等の前後賞	5,000,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	78本
2 等	500,000円	4本
3 等	100,000円	40本
4 等	20,000円	400本
5 等	3,000円	4,000本
6 等	1,000円	40,000本
7 等	100円	400,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第27号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2036回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2036回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円
10万通 40組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成24年1月18日から
平成24年1月31日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成24年2月2日
- 7 当せん金支払開始日 平成24年2月7日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	40,000,000円	1本
1等の前後賞	15,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	39本
2 等	1,000,000円	40本
3 等	100,000円	400本
4 等	1,000円	40,000本
5 等	200円	400,000本

冬のビッグチャンス賞	10,000円	8,000本
------------	---------	--------

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第28号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2037回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2037回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成24年1月25日から
平成24年2月7日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成24年1月25日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	6本
2 等	30,000円	150本

3 等	5,000円	30,000本
4 等	500円	87,792本
5 等	200円	300,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第29号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2038回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2038回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成24年2月1日から
平成24年2月14日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成24年2月16日
- 7 当せん金支払開始日 平成24年2月21日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	29本
2等	500,000円	30本
3等	50,000円	300本
4等	5,000円	3,000本
5等	1,000円	30,000本
6等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第30号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2039回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2039回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通

- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成24年2月1日から
平成24年2月14日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成24年2月1日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	300,000円	28本
2等	20,000円	175本
3等	10,000円	350本
4等	500円	96,250本
5等	200円	350,000本
バレンタイン賞	5,000円	35,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第31号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2040回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2040回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

- 及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成24年2月15日から
平成24年2月28日まで
- 6 抽せん日 平成24年3月1日
- 7 当せん金支払開始日 平成24年3月6日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2等	500,000円	30本
3等	50,000円	300本
4等	5,000円	3,000本
5等	1,000円	30,000本
6等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第32号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2041回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2041回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成24年2月29日から
平成24年3月13日まで
- 6 抽せん日 平成24年3月15日
- 7 当せん金支払開始日 平成24年3月21日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	29本
2等	500,000円	30本
3等	50,000円	300本
4等	5,000円	3,000本
5等	1,000円	30,000本
6等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第33号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2042回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2042回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成24年3月7日から
平成24年3月20日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成24年3月7日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000円	24本
2 等	50,000円	102本
3 等	10,000円	204本
4 等	500円	70,836本
5 等	200円	300,000本
幸運の女神賞	5,000円	30,000本

8 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第34号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2043回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2043回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成24年3月14日から
平成24年3月27日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成24年3月29日
- 7 当せん金支払開始日 平成24年4月3日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本

2	等	500,000円	30本
3	等	50,000円	300本
4	等	5,000円	3,000本
5	等	1,000円	30,000本
6	等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第35号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2044回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2044回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成24年3月14日から
平成24年3月27日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成24年3月29日

7 当せん金支払開始日 平成24年4月3日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	100,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2 等	3,000,000円	6本
3 等	500,000円	30本
4 等	50,000円	300本
5 等	5,000円	3,000本
6 等	1,000円	30,000本
7 等	200円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第36号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2045回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2045回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

- 及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成24年3月21日から
平成24年3月31日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成24年3月21日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	200,000円	30本
2等	30,000円	300本
3等	10,000円	12,500本
4等	500円	60,900本
5等	200円	250,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名称 第2046回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成24年4月1日から
平成24年4月17日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 272,450,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 52,368,645円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 17,400,000円
- 8 受託申請期限 平成24年1月18日
- 9 その他 なお、平成24年4月1日から熊本市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2047回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証票金額 1枚 100円

4 発 売 期 間	平成24年4月11日から 平成24年4月24日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 127,450,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 29,572,095円
7 その他発売経費	発売総額に対し 12,120,000円
8 受託申請期限	平成24年1月18日
9 そ の 他	なお、平成24年4月1日から熊本市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

1 名 称	第2048回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	600,000,000円 300万通
3 証 票 金 額	1枚 200円
4 発 売 期 間	平成24年4月18日から 平成24年5月1日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 269,820,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 54,216,540円
7 その他発売経費	発売総額に対し 31,140,000円

8 受託申請期限	平成24年1月18日
9 そ の 他	なお、平成24年4月1日から熊本市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

1 名 称	第2049回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	300,000,000円 1組10万通 30組
3 証 票 金 額	1枚 100円
4 発 売 期 間	平成24年4月25日から 平成24年5月8日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 130,450,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 29,723,295円
7 その他発売経費	発売総額に対し 12,120,000円
8 受託申請期限	平成24年1月18日
9 そ の 他	なお、平成24年4月1日から熊本市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- | | |
|------------------------|--|
| 1 名 称 | 第2050回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 600,000,000円
300万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成24年5月2日から
平成24年5月15日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 269,940,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 54,140,940円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 31,140,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成24年1月18日 |
| 9 そ の 他 | なお、平成24年4月1日から熊本市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- | | |
|------------------------|--|
| 1 名 称 | 第2051回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 400,000,000円
200万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成24年5月30日から
平成24年6月12日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 179,920,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 36,106,560円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 20,760,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成24年1月18日 |
| 9 そ の 他 | なお、平成24年4月1日から熊本市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 名 称 | 第2052回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円
1組10万通 30組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成24年6月2日から |

平成24年6月19日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 131,450,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,628,795円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 12,120,000円
- 8 受託申請期限 平成24年1月18日
- 9 その他 なお、平成24年4月1日から熊本市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2053回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成24年6月13日から
平成24年6月26日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 134,949,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,089,874円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 15,570,000円
- 8 受託申請期限 平成24年1月18日

- 9 その他 なお、平成24年4月1日から熊本市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2054回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 700,000,000円
1組10万通 35組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成24年6月20日から
平成24年7月6日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 315,900,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 61,498,920円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 20,300,000円
- 8 受託申請期限 平成24年1月18日
- 9 その他 なお、平成24年4月1日から熊本市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

平成23年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- | | |
|------------------------|--|
| 1 名 称 | 第2055回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 600,000,000円
300万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成24年6月27日から
平成24年7月10日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 269,790,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 54,270,090円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 31,140,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成24年1月18日 |
| 9 そ の 他 | なお、平成24年4月1日から熊本市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。 |

福岡県環境審議会公告

福岡県廃棄物処理計画に係る答申案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政改推第92号）第2条第1項の規定により次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成23年12月28日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

- 1 意見募集の対象となる答申案
福岡県廃棄物処理計画に係る答申案

2 答申案

答申案は、県民情報センター及び地区県民情報コーナーで閲覧に供するほか、インターネットの福岡県ホームページに登載する。

3 答申案の閲覧場所

(1) 閲覧場所

- ア 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 県庁行政棟内）
- イ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎内）
- ウ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- エ 筑豊県民情報センター（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
- オ 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）

(2) インターネットの福岡県のホームページアドレス

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>

4 意見の提出期間

県公報登載の日から平成24年1月10日まで（必着）

5 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部廃棄物対策課

（住所） 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

（ファクシミリ） 092-643-3365

（電子メール） haiki@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、200字以内でまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。